

公益社団法人 私立大学情報教育協会

第23回臨時総会

～教育の情報化の推進のための著作権法改正について～

平成30年11月26日（月）



平成30年著作権法改正の概要（教育関係）

著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）

情報通信技術の進展等の著作物等の利用をめぐる環境の変化に対応し、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、以下の4点について改正。

- ① デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
- ② 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備
- ③ 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
- ④ アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

【施行日】 ①、③、④については平成31年1月1日

②（教育の情報化）については公布の日（平成30年5月25日）から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）

学校教育法において、紙の教科用図書に代えて使用できる「デジタル教科書」を制度化。これに伴い、著作権法において、「デジタル教科書」への著作物等の掲載や「デジタル教科書」の使用に伴う著作物等の利用に関する権利制限規定を整備。

【施行日】 平成31年4月1日

本日の説明の流れ

1. 総論・法改正に至る検討の経緯
2. 法改正の概要
3. 補償金の取扱い
4. 法改正以外の課題及び今後の展望
5. 本日のまとめ

2

1. 総論・法改正に至る検討の経緯

3

ICT活用教育の意義：**教育の質の向上**や**教育の機会拡大**など

◆第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

○ 上記を踏まえた教育の在り方として、今後は、一方向・一斉型の授業だけではなく、ICTなども活用しつつ、個々の能力や特性に応じた学びを通じた基礎的な知識・技能の確実な修得や、子どもたち同士の学び合い、さらには身近な地域や外国に至るまで学校内外の様々な人々との協働学習や多様な体験を通じた課題探求型の学習など、**学習者の生活意欲、学習意欲、知的好奇心を十分に引き出すような新たな形態の学習の推進**が求められる。

◆文部科学省「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」報告書（中間まとめ）（平成26年8月29日）

2. ICTを活用する意義

(2) ICTの特長を生かすことによる**教育の質の向上**

- ①課題解決に向けた**主体的・協働的・探究的な学び**が実現できる点
- ②**個々の能力や特性に応じた学び**を実現できる点
- ③離島や過疎地等の**地理的環境に左右されずに教育の質を確保**できる点

4

学校でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題の概要

文化庁の実施した調査研究や、文化審議会における関係団体からのヒアリングにおいて、**ICT活用教育における著作物利用をめぐる以下の課題**について指摘。

<現状>

①著作権処理を円滑に行えない

- 権利者に相談しても許諾を断られる
- 権利者検索に時間がかかる・連絡先不明
- 権利者に連絡後権利処理までに時間がかかる

②権利処理の要否が判断できない

- 教育機関と権利者団体との間で合意した法解釈に関するガイドラインがない
- 教育機関の著作権法に関する理解が不十分

<課題>

①利用の萎縮

②多大な手続き費用を投じて利用

③許諾を得ずに利用

ICT活用教育において必要な著作物を適切に利用していく上で障害

権利制限規定の見直し
(要・法改正)

ライセンス環境
の整備

法解釈に関する
ガイドラインの整備

教育機関における
研修・普及啓発

文化審議会著作権分科会で検討

当事者間協議等で検討

5

■平成18年1月 著作権分科会報告書

- 授業のための公衆送信を権利制限の対象にすることを検討。
しかし権利者への不利益への配慮が必要などの理由から結論に至らず。

○教育関係団体としての意見集約がなされなかった。

○権利者に及ぶ不利益に対する適切な配慮が行われていなかった。

■平成26年度 文化審議会での検討を再開

- 教育現場の著作物利用実態、諸外国の法制度等の調査

■平成27年度 文化審議会での審議の本格化

- 授業のための公衆送信を権利制限の対象とすること等について検討

○教育関係団体としての意見を一つの方向に集約することができた。

■平成28年度 文化審議会の審議の中間とりまとめ

- 教育関係団体から意見書の提出(平成28年12月)
- 法制・基本問題小委員会中間まとめ(平成29年2月)

○権利者に及ぶ不利益に対する適切な配慮を行うことによって、権利者の理解が得られた。

■平成29年度 文化審議会の結論をとりまとめ

- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)

平成30年著作権法改正(平成30年5月25日)

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」(仮称)の開催(予定)

6

2. 法改正の概要

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【第35条等関係】

- 教育機関の授業の過程における著作物の利用のうち、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、無許諾・無償で可能。
 - 一方で、その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- ⇒ 検討の結果、その他の公衆送信を新たに権利制限規定の対象に追加(一定の補償金の支払いが条件)。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業のための公衆送信



今回の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



8

今回の法改正による学校等における著作物の公衆送信の円滑化

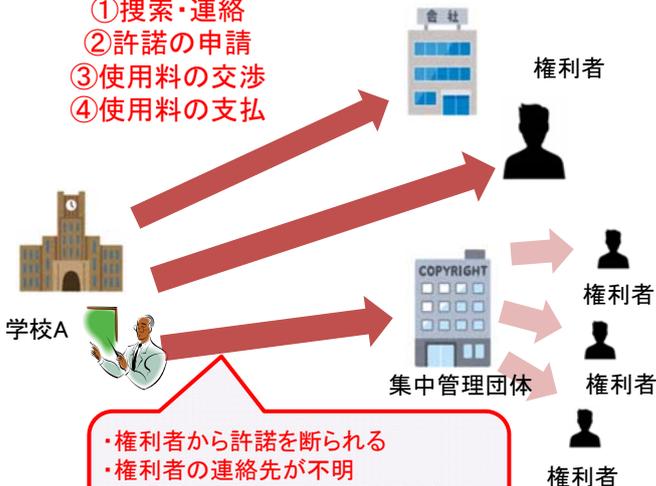
※現在権利制限の対象となっているものを除く。

現在

著作物毎に、利用の都度、権利者から許諾を得ることと使用料を支払うことが必要

各権利者に対して

- ① 検索・連絡
- ② 許諾の申請
- ③ 使用料の交渉
- ④ 使用料の支払



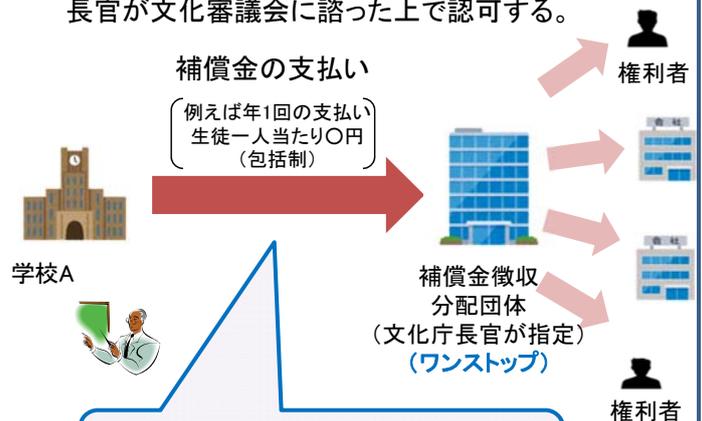
改正後

権利制限により、ワンストップの窓口で一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。

補償金の支払い

(例えば年1回の支払い
生徒一人当たり〇円
(包括制))



- ・権利者の許諾なく自由に利用可能
- ・簡便かつ迅速な手続で利用可能

9

① 対象施設

学校その他の教育機関(営利を目的としないもの)

② 対象主体

教育を担当する者(教員等) + 授業を受ける者(学生・児童・生徒等)

③ 利用の目的・限度

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度

〈対象外となる行為の例〉

- ・ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有する行為
- ・ その授業で取り扱う範囲を超えて参考資料とするためにコピー・送信する行為

④ 対象行為

複製、公衆送信(全般)、公衆送信を受信して公に伝達

⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

〈対象外となる場合の例〉

ドリル・ワークブックなど、教育機関や学習者が購入することを想定して制作・販売されている著作物をコピー・送信する場合

3. 補償金の取扱い

補償金の取扱いに関する検討の経緯

教育関係団体の主な意見

- 補償金について、現行法上無償の複製・公衆送信は引き続き無償とし、その他の公衆送信についても極力低廉なものにすることを要望する。
- 補償金支払に係る手続上の負担を低減するため、補償金の徴収分配体制についても、簡便な仕組みを構築することを要望する。

権利者団体の主な意見

- 諸外国では学校での著作物の複製・公衆送信のいずれも補償金の対象となっている。創作サイクルの循環には対価の還元が重要であり、権利制限の拡大を図る前に、現行法を見直して、複製にも補償金制度を導入すべき。
- デジタルの場合は違法に拡散される危険性が高く権利侵害が現状よりも深刻になることを強く懸念する。

文化審議会の検討結果

- 今日の複製機器等の普及状況を踏まえると、教育機関における著作物利用は、複製・公衆送信のいずれも著作権者に軽微とは言えない不利益を及ぼしており、諸外国の状況を見ても、複製・公衆送信のいずれも補償の必要性が認められる。
- しかし、現在無償で行える行為を補償金の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねない。
- このため、今回の制度改正では、教育機関における手続的負担を軽減しつつ（支払窓口の一元化等）、新たに権利制限の対象とする公衆送信のみを補償金の対象とすることが適当。（現在無償で行える行為の取扱いは将来の課題。）

改正法における取扱い

- ① 現行法上、無償で行える行為（複製、遠隔合同授業のための公衆送信）については、無償を維持する。
- ② 新たに権利制限の対象となる公衆送信については、一元的な窓口への補償金の支払を求める。

12

国会での法案審議における附帯決議（抄）

◆衆議院文部科学委員会（平成30年4月13日）

一～三（略）

四 本法により創設される「授業目的公衆送信補償金」について、教育現場での著作物の円滑かつ適法な利活用を促進する観点から、補償金額が妥当な水準に設定されることに加え、その確実な徴収と適正な配分の確保が担保されるよう必要な措置を講ずること。また、教育機関設置者が支払う補償金の負担が生徒等に転嫁される場合に、生徒等の負担が過度にならないよう、適切な運用に努めること。

五 プログラミング教育をはじめとする教育のデジタル化が積極的に進められている中で、デジタル教材の増加や授業目的公衆送信補償金の徴収事務により、教職員の負担が増加し、政府が目指す働き方改革に逆行することとならないよう、安価かつ操作しやすいデジタル教材の普及や授業目的公衆送信補償金の徴収事務の簡素化について、速やかに必要な措置を講ずること。また、同措置を講ずるに当たっては、教育の質の向上及び地域格差の解消といった点にも十分留意すること。

六～八（略）

◆参議院文教科学委員会（平成30年5月17日）

一～四

五、本法により創設される「授業目的公衆送信補償金」について、教育現場での著作物の円滑かつ適法な利活用を促進する観点から、補償金額が妥当な水準に設定されることに加え、その確実な徴収と適正な配分の確保が担保されるよう必要な措置を講ずること。また、教育機関設置者が支払う補償金の負担が生徒等に転嫁される場合に、生徒等の負担が過度にならないよう、適切な運用に努めること。

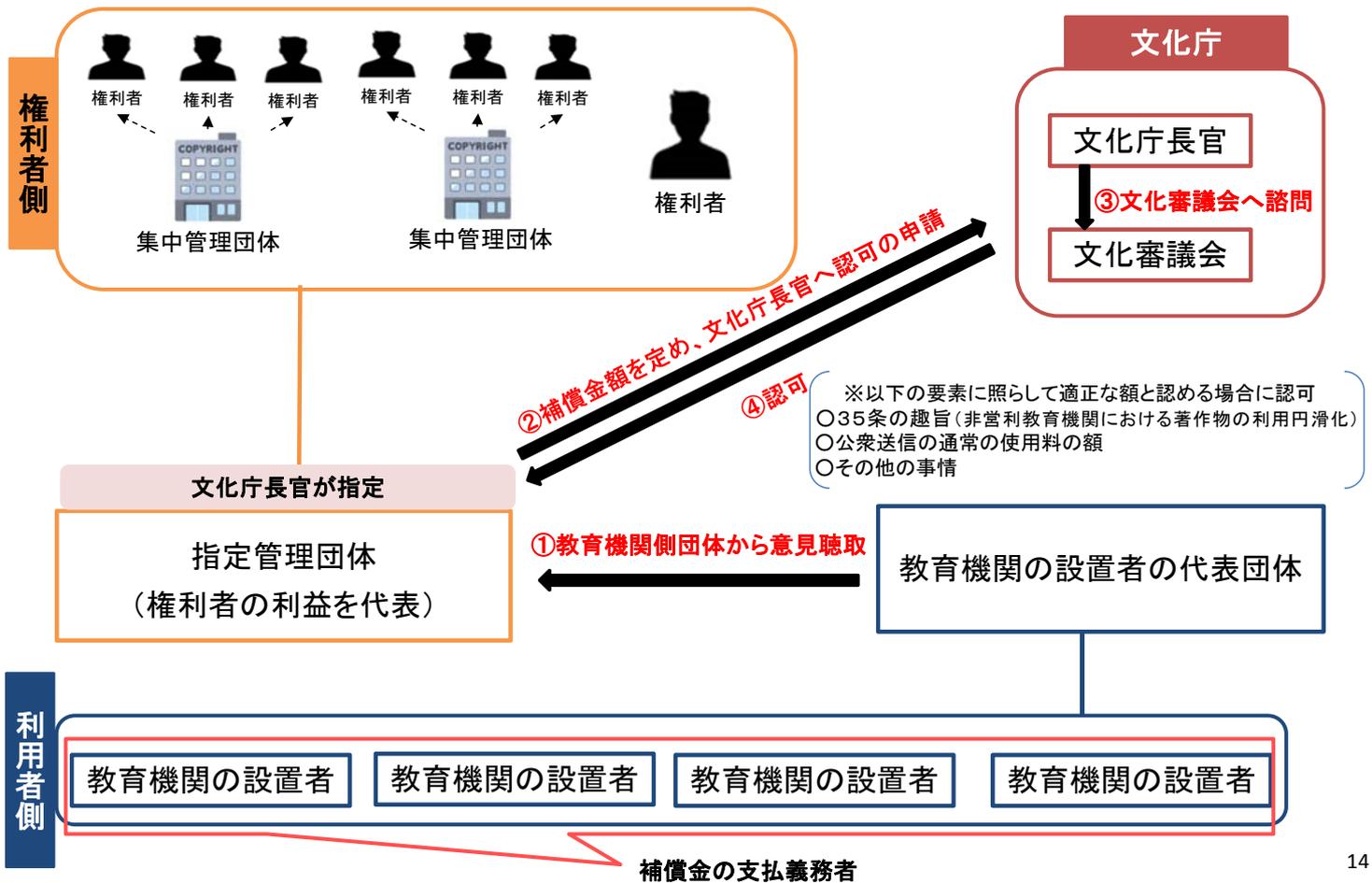
六、プログラミング教育を始めとする教育のデジタル化が積極的に進められている中で、デジタル教材の増加や授業目的公衆送信補償金の徴収事務により、教職員の負担が増加し、政府が目指す働き方改革に逆行することとならないよう、安価かつ操作しやすいデジタル教材の普及や授業目的公衆送信補償金の徴収事務の簡素化について、速やかに必要な措置を講ずること。また、同措置を講ずるに当たっては、教育の質の向上及び地域格差の解消といった点にも十分留意すること。

七～九（略）

十、デジタル化・ネットワーク化が進む現状において、全ての国民が著作物の創作者及び利用者となり得る一方で、我が国における著作権法に対する理解は十分でないとの指摘があること等を踏まえ、著作権を含む知的財産に関する学習及び教育機会の更なる充実を図ること。

13

補償金額の決定手続(イメージ)



補償金額の認可に係る審査基準・標準処理期間について①

【法的な位置づけ(行政手続法)】

- 行政機関が、申請に対する処分(許認可等)を行う際には、あらかじめ、「**審査基準**」を策定・公表しておかなければならない。
- また、申請を受けてから処分までに通常要すべき「**標準処理期間**」を策定・公表するよう努めなければならない。

【現在の状況】

文化庁において、審査基準・標準処理期間(案)を作成し、**パブリックコメントを実施し**、(実施期間:10月5日(金)~11月4日(日))、**11月14日(水)に公表**。

◆行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)

(審査基準)

第五条 行政庁は、**審査基準を定めるものとする。**

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の**適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。**

(標準処理期間)

第六条 行政庁は、**申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の**適当な方法により公にしておかなければならない。****

補償金額の認可に係る審査基準・標準処理期間について② (抜粋(1))

【審査基準】

「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査に当たっては、新法第104条の13の規定に基づき、以下の1～3に記載する要件の充足性を確認することとする。

1. 新法第35条第2項の規定により補償金請求権の対象となる行為を対象としたものであること (新法第104条の13第1項関係)

新法第35条第3項に定める公衆送信（遠隔合同授業）以外のための公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下同じ。）を対象とし、その他の行為を対象に含むものではないこと。

2. 教育機関関係団体からの意見聴取が適切に行われていること（新法第104条の13第3項関係）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。以下「非営利教育機関」という。）を設置する者の団体でこれらの教育機関の意見を代表すると認められるものから、適切に意見聴取が行われている必要があり、当該要件を満たすか否かについては、指定管理団体から提出される資料等をもとに、以下の観点に照らして判断すること。

- ・ 授業目的公衆送信が行われる非営利教育機関の種別ごとの関係団体が広く意見聴取の対象となっているか。意見聴取の相手方である関係団体は、当該非営利教育機関の種別における設置者の意見を代表するものと認められるか。
- ・ 意見聴取の手續・方法が妥当なものか。
- ・ 意見聴取の結果を指定管理団体がどのように考慮したか（具体的な補償金額の決定に反映した場合はどのように反映したか、反映しなかった場合はその理由）。

16

補償金額の認可に係る審査基準・標準処理期間について③ (抜粋(2))

3. 補償金の額が「適正な額」とであると認められること（法第104条の13第4項関係）

(1) 基本的な考え方

「授業目的公衆送信補償金」の額が、①新法第35条第1項の規定の趣旨、②公衆送信に係る通常の使用料の額、③その他の事情を総合的に考慮して適正な額であると認められる必要があり、①～③の各考慮要素についての具体的な考え方は以下のとおりであること。

① 新法第35条第1項の規定の趣旨

「新法第35条第1項の規定の趣旨」は、非営利教育機関における教育活動には高い公益性が認められることに鑑み、各非営利教育機関が、教育上必要な著作物等の利用に際し、個別に著作権者を検索し、許諾を得るといった手續費用を回避し、円滑に教育目的を実現できるよう、著作権者の利益を不当に害しない限度において、各教育機関における授業の過程における著作物等の利用に必要な複製や公衆送信等を行い得るようにすることにあると解される。

また、新法において第35条第3項に定める公衆送信（遠隔合同授業）以外のための公衆送信を権利制限の対象に追加したのは、ICT活用教育が教育の質向上や教育格差の是正等に果たす役割の重要性等に鑑み、これをより一層推進するためである。

これらを踏まえ、「授業目的公衆送信補償金」の額が、「高い公益性を有する非営利教育機関における教育活動に係る著作物利用」という営利事業等とは異なる特性に配慮したものとなっているか、教育機関における支払いに係る手續的負担の軽減に配慮したものとなっているか、ICT活用教育の推進に資するものとなっているか等の点について考慮を行う。

② 公衆送信に係る通常の使用料の額

「公衆送信に係る通常の使用料の額」は、著作権者の許諾を得て著作物を公衆送信する際に著作権者に支払われている額の一般的な相場を指す。当該相場のうち、利用される著作物の種類、量、利用の目的又は態様等（受信者の数を含む。）に照らして、「授業目的公衆送信補償金」と比較することが適当なものが存在する場合に、これについて考慮を行う。

17

補償金額の認可に係る審査基準・標準処理期間について④ (抜粋(3))

③ その他の事情

「その他の事情」は、①②以外の様々な事情を指すものであり、例えば、以下の事項を考慮することが考えられる。

- i) 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等（受信者の数を含む。）の現状と今後のニーズの見通し
- ii) 非営利教育機関における教育活動に係る著作物利用について通常支払われている額の例
- iii) 諸外国の類似の権利制限規定における補償金の額の例
- iv) 非営利教育機関における教育活動について他の財・サービスの購入に充てられる支出額の状況

(2) 各考慮要素を踏まえた適正性の審査

上記(1)①～③の各考慮要素の具体的な考え方等を踏まえ、料金体系（メニュー）及び額の水準の両面について、以下の観点から総合的に適正性の審査を行う。

①料金体系（メニュー）について

- i) 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等（受信者の数を含む。）の現状と今後のニーズの見通しに定めるものとなっているか。（(1)③ i) 関係）
- ii) 教育機関における補償金の支払い（利用実績の調査を含む。）に係る手続的負担に配慮されたものとなっているか。（(1)①関係）
- iii) その料金体系がどのような考え方・根拠に基づいて設定されたのかが明らかにされており、それが合理的なものと認められるか。（(1)①～③関係）

18

補償金額の認可に係る審査基準・標準処理期間について⑤ (抜粋(4))

②額の水準について

- i) 以下の要素に照らして適正なものと認められるか。
 - ア 「高い公益性を有する非営利教育機関における教育活動に係る著作物利用」（非営利教育機関におけるICT活用教育の推進の観点を含む）という営利事業等とは異なる特性への配慮（(1)①関係）
 - イ 非営利教育機関の財政面を含む運営状況等への配慮（非営利教育機関における他の財・サービスの購入に充てられる支出額の状況に照らして、過大な負担とならないかという点を含む。）（(1)③iv) 関係）
 - ウ 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等（受信者の数を含む。）の現状とニーズの見通し（(1)③i) 関係）
 - エ 公衆送信に係る通常の使用料の額（利用される著作物の種類、量、利用の目的又は態様等（受信者の数を含む。）に照らして、「授業目的公衆送信補償金」と比較することが適当なものが存在する場合に限る。）（(1)②関係）
 - オ 非営利教育機関における教育活動に係る著作物利用について通常支払われている額の例（(1)③ii) 関係）
 - カ 諸外国の類似の権利制限規定における補償金の額の例（(1)③iii) 関係）

【標準処理期間】

「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る標準処理期間は、3か月とする。ただし、この期間内に処理できない特段の事情がある場合は、この限りでない。

補償金の徴収・分配業務の適正性を確保する仕組み

○指定管理団体の指定の基準(第104条の12)

※権利者の利益を代表する非営利団体を構成員とするなど

○補償金関係業務の執行に関する規程の策定・届出義務(第104条の14)

※分配に関する事項を含む

○著作権等の保護に関する事業等(共通目的事業)への支出義務(第104条の15)

※分配を受けられない権利者が生じる可能性を踏まえ、権利者全体の利益になる事業の実施を義務付け

○文化庁長官による監督権限(報告徴収、改善勧告)(第104条の16)

※上記のほか、政令においても一定の仕組みを整備する予定
(区分経理、事業計画・報告等の提出、指定の取消しなど)

※文化庁において、「著作権法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令(案)」を作成し、パブリックコメントを実施中。
(実施期間:11月17日(土)~12月9日(日))

20

「著作権法施行令の一部を改正する政令(案)」及び 「著作権法施行規則の一部を改正する省令(案)」について①(抜粋)

1. 趣旨

本政令案は、著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)による改正後の著作権法(昭和45年法律第48号。以下「新法」という。)において新たに政令委任された事項を中心として各種規定の整備等を行うものであり、本省令案は、本政令案による改正後の著作権法施行令(昭和45年政令第335号。以下「新令」という。)において新たに省令委任された事項を中心として各種規定の整備等を行うものである。なお、以下では、本省令案による改正後の著作権法施行規則(昭和45年文部省令第26号)を「新規則」という。

2. 概要

(6) 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等(新法第104条の11~17、新令第49条及び第57条の10~15、新規則第22条の4、第22条の5及び第24条関係)

○ 新法第104条の15では、授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体は、「政令で定めるところにより算出した額」を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業や著作物の創作の振興及び普及に資する事業(以下「共通目的事業」という。)のために支出しなければならない旨、規定するとともに、新法第104条の17では、法律に規定するもののほか、「指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項」は、政令で定める旨、規定している。

○ 新令においては、授業目的公衆送信補償金に係る指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な事項等として、次の事項等を規定する。

21

「著作権法施行令の一部を改正する政令(案)」及び
「著作権法施行規則の一部を改正する省令(案)」について②(抜粋)

①事業計画等の提出及び公表(新令第49条)

商業用レコードの二次使用料に関する指定団体は、毎事業年度、補償金関係業務に関する事業計画や収支予算等について、文化庁長官に提出するとともに、これを公表することとする(この規定は、新令第57条の9により私的録音録画補償金に関する指定管理団体に、新令第57条の15により授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体に、それぞれ準用)。

②業務規程(新令第57条の10)

補償金関係業務の執行に関する規程に記載すべき事項は、共通目的事業のための支出に関する事項を含むほか、文部科学省令で定めることとする。

③共通目的事業のために支出すべき額の算出方法(新令第57条の11)

共通目的事業のために支出すべき額は、包括払い(著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法)により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて得た額とする。

④共通目的事業に関する意見聴取(新令第57条の12)

指定管理団体は、共通目的事業を実施しようとするときは、それが権利者全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

⑤業務の休廃止(新令第57条の13)

指定管理団体は、補償金関係業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由等を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならないこととする。

22

「著作権法施行令の一部を改正する政令(案)」及び
「著作権法施行規則の一部を改正する省令(案)」について③(抜粋)

⑥指定の取消し(新令第57条の14)

文化庁長官は、指定管理団体が、新法第104条の12各号に掲げる要件を備えなくなった等に該当するときは、指定を取り消すことができることとする。

⑦準用(新令第57条の15)

新令第46条(指定の告示)、第48条(会計の区分経理)及び第49条(事業計画等の提出等)の規定を指定管理団体に準用することとする。

○ 新規則においては、授業目的公衆送信補償金に係る指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な事項として、次の事項等を規定する。

①授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請(新規則第22条の4)

指定管理団体が文化庁長官に対して授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請をするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる書類を添付して提出すべきことを規定する。

i) 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

ii) 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項

iii) 教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要(当該団体の名称及び構成員の氏名又は名称、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。)

23

②補償金関係業務に係る業務規程の記載事項等(新規則第22条の5)

「補償金関係業務の執行に関する規程に記載すべき事項」として、手数料に関する事項と認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項を規定するとともに、指定管理団体が文化庁長官に対して当該規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類を添付すべきこと等を規定する。

- i) 手数料の算定の基礎となるべき事項
- ii) 補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項
- iii) 共通目的事業の検討の状況、共通目的事業に関する学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

③ディスク等による手続(新規則第24条)

補償金関係業務の執行に関する規程の届出や会計書類の提出等については、紙の書類だけでなく、ディスク等を提出することによっても行うことができることを規定する。

(※) 上記「③共通目的事業のための支出すべき額の算出方法」に関する「文部科学省令で定める割合」については、今後検討の上、別途規定する予定。

(7) インターネット等による公示(新令第1条の3第2項等関係)

文化庁長官が各種の指定行為等を行った際の公示方法について、官報による告示から、「インターネットの利用その他の適切な方法による公示」に改めることとする。

3. 施行期日

平成31年1月1日。ただし、以下の規定は、それぞれの記載の日から施行する。

○2. (6)の事項：著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

○2. (8)の事項：TPP11協定が日本国について効力を生ずる日

4. 法改正以外の課題及び今後の展望

26

法改正以外の課題に係る対応(文化審議会における検討結果)

教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発

- 「各教育団体及び教育機関においては、今般の権利制限規定の拡充を契機として、研修・普及啓発活動に係る取組の徹底及び更なる充実が図られるよう、本分科会としてはその継続的な努力を要請するとともに、今後、適宜その進捗状況の把握に努めることとしたい。」
(「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)より)

<教育関係者>

- ICT活用教育において必要な著作物を適切に利用するためには、大学と学生が著作者の正当な利益を不当に害しないための諸方策を検討し、実践に取り組むための研修・普及啓発が重要であり、教育団体としてもその促進を支援していく。

※教育関係団体から、平成28年12月、小委員会に意見提出。

<権利者団体>

- デジタルの場合は違法に拡散される危険性が高く、権利侵害が助長されるおそれがある。
- 現時点でも教育機関で法が適切に運用・解釈されていない実態があり、まずは教育機関において著作権法について周知を行うべき。

ライセンス環境の整備

- 「教育関係者及び権利者団体においては、本取組の実現及びその発展に向けて、引き続き精力的に協議を進めることを要請したい。」
- 「政府としては(中略)必要に応じ、当事者間におけるライセンス環境の整備を促進するための支援等を行っていくべきである。」
(「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)より)

<教育関係者>

- ①著作権の集中管理の促進、②申請窓口の一本化、簡素化、③包括契約の仕組みの構築、④教育目的に特化した料金体系の設定、⑤契約方法や内容の改善・充実等が要望された。

<権利者団体>

- 教育目的での著作物利用に対しより円滑に契約が行えるようにするための環境整備に取り組む旨の姿勢が示された。
- 平成28年12月、著作物利用の権利処理の円滑化に資するよう、ライセンス等の適切な制度の受け皿づくりのための検討を行うため、37の権利者団体によって「教育利用に関する著作権等管理協議会」が設置され、検討を開始。

ガイドラインの整備

- 当事者間協議においては、教育関係団体及び権利者団体の協力の下で、ガイドラインを策定する必要性を確認。その具体化に向けて検討を進める旨の報告あり。
- 「ガイドラインの策定が円滑に進むよう、分科会としても、両当事者による取組状況を随時把握し、必要に応じて更なる助言等を行っていくこととしたい。」(「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)より)

27

今後想定される動き・スケジュール

- 補償金制度に関する政省令の制定
(2018年12月)
- 指定管理団体の指定
(2019年1月以降)
- 徴収手続・分配方法、利用実態調査の方法等の検討
- 補償金額の決定・認可
 - ・教育関係団体からの意見聴取
 - ・文化審議会への諮問
 - ・文化庁長官による認可
- 「補償金関係業務規程」の届出

- 権利者・教育関係者による様々な課題の解決に向けた話し合いの場(フォーラム)が開催(11月27日～)
- 以下のテーマについて、順次検討・実施
 - ① 補償金の在り方
 - ② 教育現場における著作権法に関する研修・普及啓発
 - ③ 著作権法第35条の解釈に関するガイドラインの整備
 - ④ 著作権法第35条を補完するライセンス環境の整備・充実

改正著作権法第35条の施行

※公布の日(平成30年5月25日)から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日

指定管理団体制度の創設を契機とする我が国における著作物流通環境の更なる充実への期待

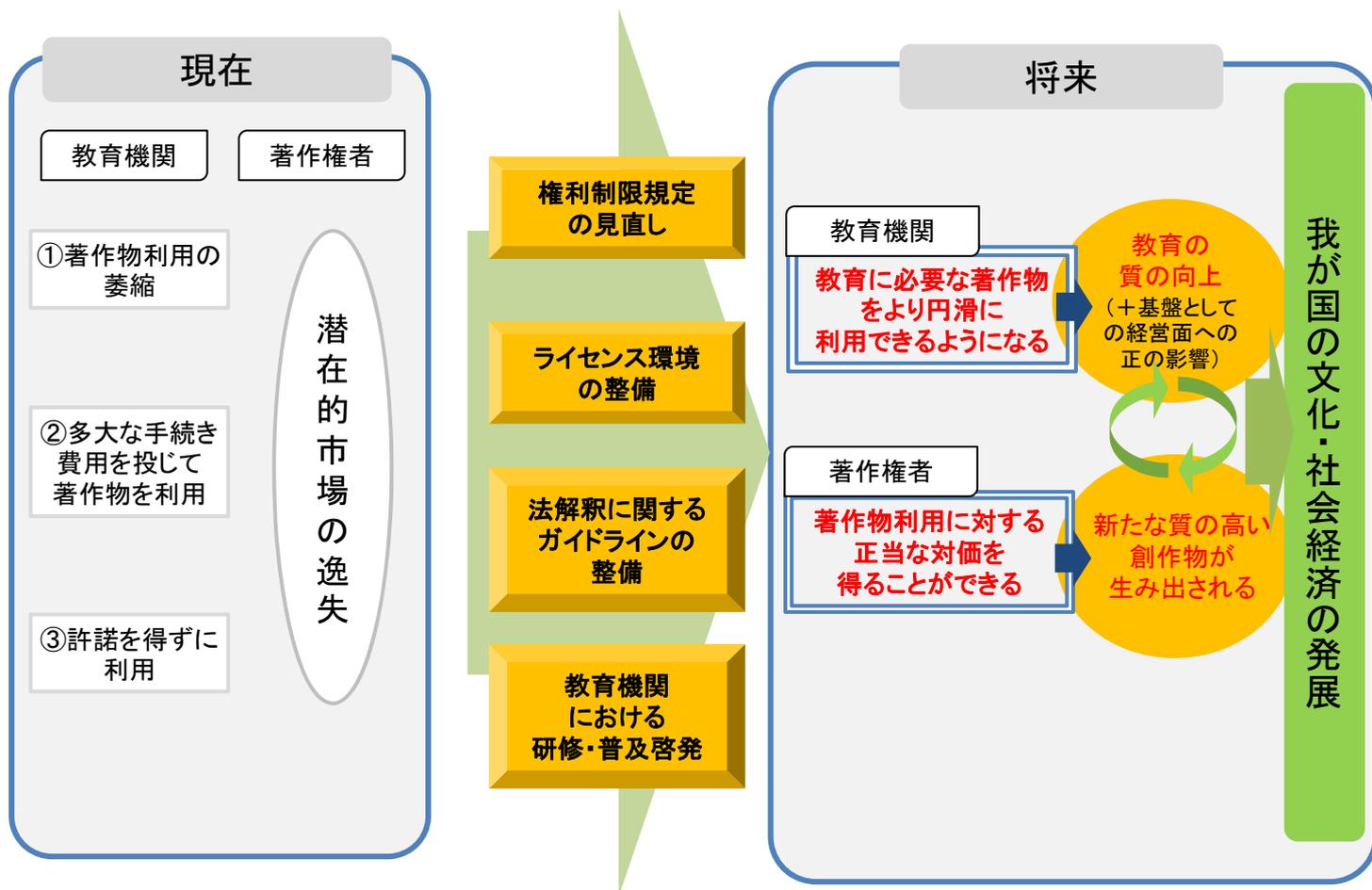
著作権分科会報告書(平成29年4月)において、今般の制度改正に伴うワンストップの補償金管理スキームの導入が契機となって、権利者団体と教育関係者との意思疎通の場が、より幅広い教育ニーズに対応できるライセンススキームの構築なども可能とするプラットフォームへと発展することを期待。

本分科会としては、今般の権利者37団体における検討や各団体における検討は、教育目的での著作物の利用環境を大きく前進させる画期的なものと考え。こうした検討が非常に短期間で進められていることに敬意を表したい。法制・基本問題小委員会の議論においては、権利制限規定の範囲を超える利用についてライセンス環境を整備することによって権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え、教育現場の著作物利用ニーズに応えていくことの重要性が指摘されてきた。諸外国に見られるように、補償金の徴収分配を担う団体が、補償金でカバーされる範囲を上回る範囲についても併せて包括的なライセンスの提供を行ったり、さらに著作物の種類に応じて個別の許諾を出したりすることなどを含め、ワンストップでの補償金及びライセンスの集中管理が進めば、教育機関における権利処理の利便性は大きく高まることとなると考える。また、正規授業以外の教育目的の利用についても、将来的には後述するような教材の共有やMOOCでの利用等、幅広い利用目的に対応できるものに発展していくことが期待される。教育関係者及び権利者団体においては、本取組の実現及びその発展に向けて、引き続き精力的に協議を進めることを要請したい。(90頁)

先に述べたように、団体が一元的に補償金管理を担うこととした場合において、補償金額の交渉を円滑に行うため、教育関係者においても教育コミュニティの意見集約を行うための体制の整備が必要となるものと考えられる。このような補償金管理団体と教育コミュニティとの協議のプラットフォームは、補償金額の交渉にとどまらず、ライセンススキームの構築や、法解釈のガイドラインの整備などに関する協議の場へと応用していくことが可能であると考えられる。そのような形で協議の場が活かされれば、教育目的での著作物利用における運用上の諸課題に対する解決策を相互に有機的に結び付けながら検討を行うことができ、その一体的な解決を図ることが可能となるものと期待される。(93頁)

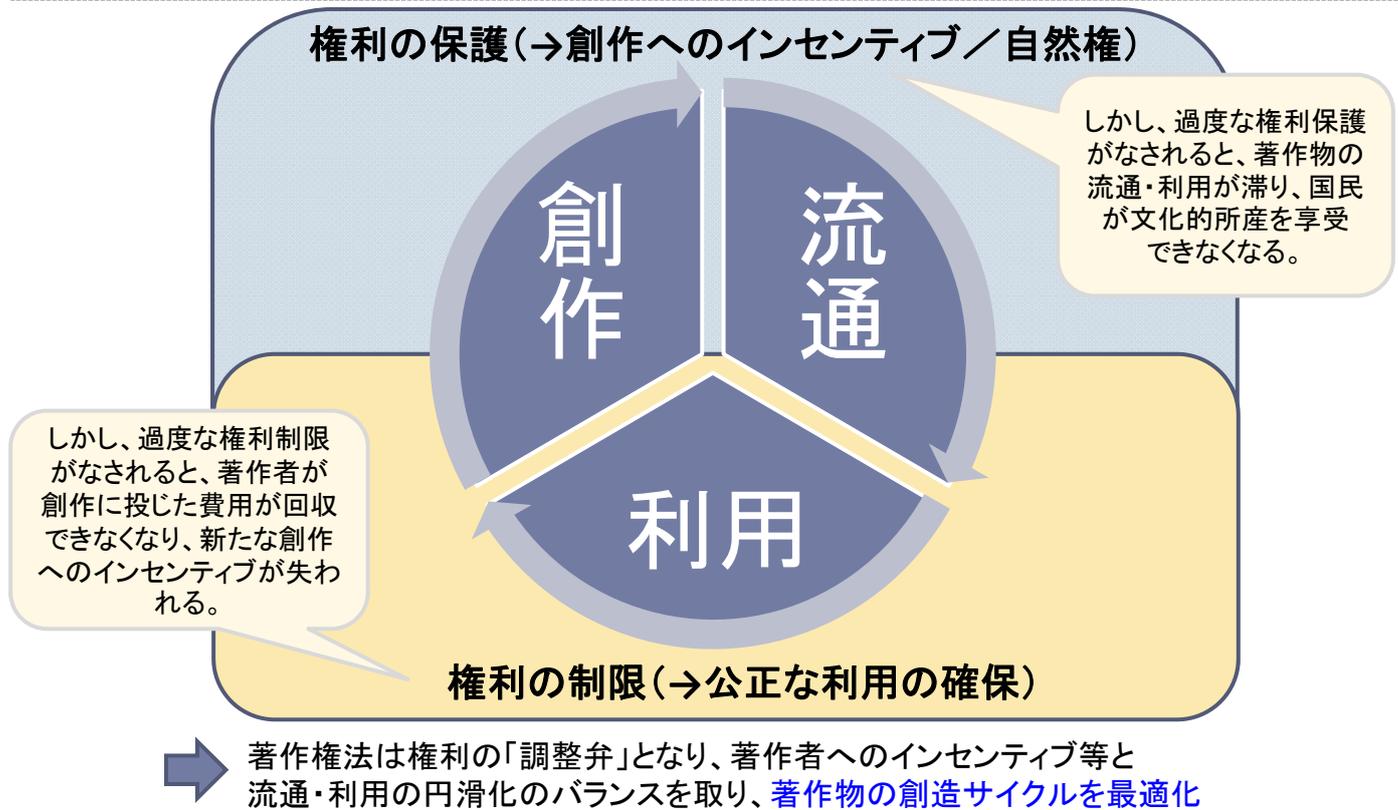
5. 本日のまとめ

今回の施策を通じて実現が期待される社会像



<著作権法の目的>

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。(第一条)



(参考資料)

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)(抜粋)①

(学校その他の教育機関における複製等)

※下線は改正部分

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

(授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第一百四条の十一 第三十五条第二項(第二条第一項において準用する場合を含む。第一百四条の十三第二項及び第一百四条の十四第二項において同じ。)の補償金(以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。)を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この節において「指定管理団体」という。)があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

34

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)(抜粋)②

(指定の基準)

第一百四条の十二 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。

二 次に掲げる団体を構成員とすること。

イ 第三十五条第一項(第二条第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。)の公衆送信(第三十五条第三項の公衆送信に該当するものを除く。以下この節において「授業目的公衆送信」という。)に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る著作物に関し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 授業目的公衆送信に係る実演に関し第九十二条第一項及び第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る実演に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ハ 授業目的公衆送信に係るレコードに関し第九十六条の二に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係るレコードに関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ニ 授業目的公衆送信に係る放送に関し第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ホ 授業目的公衆送信に係る有線放送に関し第百条の三及び第百条の四に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る有線放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務(第一百四条の十五第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

35

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)(抜粋)③

(授業目的公衆送信補償金の額)

第百四条の十三 第百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。
- 3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かななければならない。
- 4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。
- 5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第百四条の十四 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規程には、授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十五条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

36

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)(抜粋)④

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の十五 指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。
- 3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴収等)

第百四条の十六 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

(政令への委任)

第百四条の十七 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

37

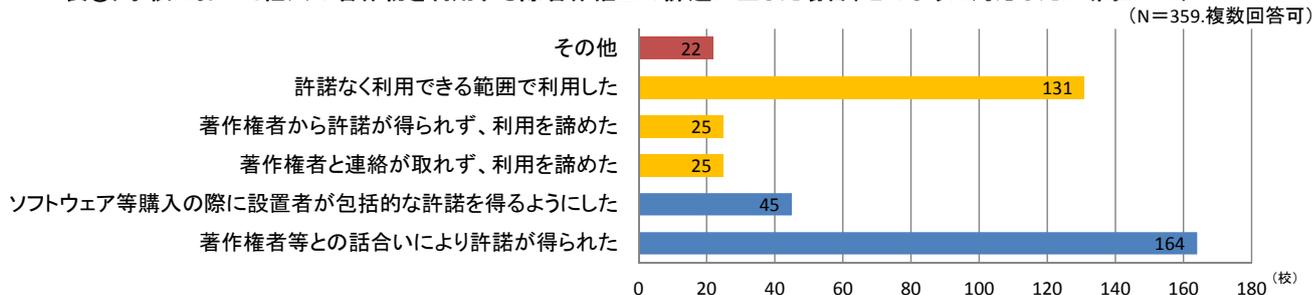
初等中等教育でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題（詳細版）

著作権処理を円滑に行えない

- 要因1) 権利者に相談しても許諾を断られる
- 要因2) 権利者検索に時間がかかる・連絡先がわからない
- 要因3) 権利者に連絡しても権利処理までに時間がかかる

○学校において他人の著作物を利用する場合に著作権上の課題が生じたことがある学校(359校)のうち、各教科等の教材を作成する時に課題が生じたとする学校が134校(37%)存在する。
 ○著作権上の課題が生じたことがある学校(359校)のうち、許諾が得られたとする学校は164校(46%)にとどまり、残りは許諾なく利用できる範囲に限定したり、利用を断念するなどを選択している。(表①参照)

表①)学校において他人の著作物を利用する際著作権上の課題が生じた場合、どのように対応したか(問10-3)



出典: (「学校における著作権教育のアンケート調査報告書」(公益社団法人著作権情報センター))

○権利処理手続き上の負担が大きく、第三者の著作物を利用することを当初から諦めてしまう。

- 教員が権利処理を行うのに時間を取られ、授業準備に支障が出るおそれがある。
- 公衆送信を行う際の権利処理手続きを民間事業者へ委託しており、多くの経費がかかる。
- 権利処理が発生しないようできるだけフリー素材を使用する。

(佐賀県教育委員会)(平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会(第2回)ヒアリング)

初等中等教育でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題（詳細版）

権利処理の要否が判断できない。

- 要因1) 教育機関と権利者団体との間で合意した法解釈に関するガイドラインがない
- 要因2) 教育機関において著作権法に関する理解が十分でない

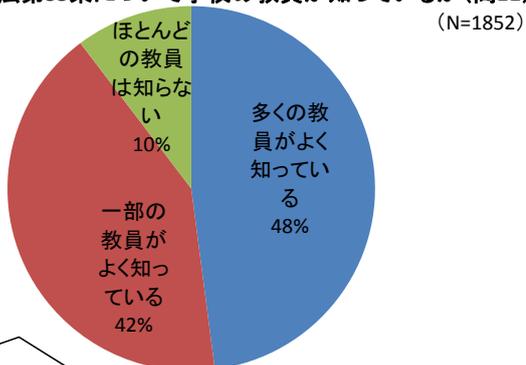
要因1に関して) 「教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」(平成16年3月)の策定経緯

現在、第35条の解釈については、「著作権法第35条ガイドライン協議会」※が公表したガイドラインが存在する。
 当該ガイドラインの策定に当たっては、当初は一部の教育関係者が参画していたが、団体代表として参画したわけではなかったために、最終的な取りまとめの段階で、このプロセスから外れることとなり、結果として権利者団体のみのクレジットで公表されることとなった、と指摘されている。 ※学術著作権協会などの権利者団体9団体

(平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会(第3回))

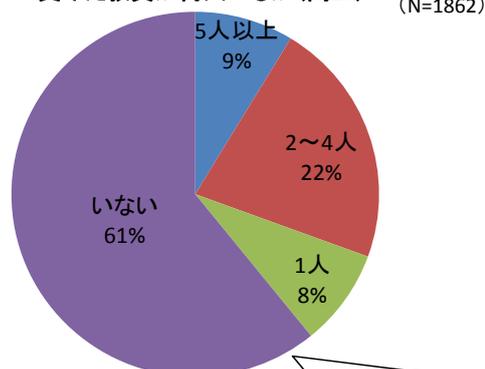
要因2に関して)

表②)著作権法第35条について学校の教員が知っているか(問11)



○初等中等教育段階の学校へのアンケートによると、著作権法第35条の規定について「多くの教員がよく知っている」と回答した学校は48%にとどまる。(表②参照)

表③)学校に、過去3年間に著作権に関する研修を受けた教員が何人いるか(問13)



○過去3年間で著作権に関する研修を受けたことがある教員が2人以上いる学校は約30%にとどまる一方、どの教員も研修を受けたことがないという学校が61%存在する。(表③参照)

出典: (「学校における著作権教育のアンケート調査報告書」(公益社団法人著作権情報センター))

高等教育機関でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題（詳細版）

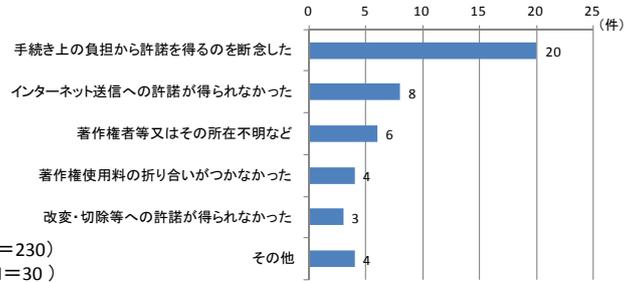
（調査研究及び審議会における教育関係者ヒアリング結果より）

著作権処理を円滑に行えない

- 要因1) 権利者に相談しても許諾を断られる
- 要因2) 権利者検索に時間がかかる・連絡先がわからない
- 要因3) 権利者に連絡しても権利処理までに時間がかかる

表①

- ・ 第三者の著作物等が利用できなかった経験「ある」と回答した学部・学科は 13.0% (N=230)
- ・ 第三者の著作物等が利用できなかった理由 (N=30)



○ 第三者の著作物を利用することができなかった経験のある大学のうち、断念した理由として、7割の大学が「権利処理手続き上の負担」と回答。また、3割の大学が「インターネット送信への許諾が得られなかった」と回答。（表①）

○ 第三者の著作物を利用することを当初から諦めるケースもある。

- － 授業内容との関係で重要性が低い著作物は差し替え・削除を行う。
- － 利用する著作物の削除や差し替えが困難な場合のみ権利処理を行うため、処理件数はどの大学でもごく少数。

○ 許諾を得ようと思っても、一部の分野を除き、権利者団体による権利の集中管理体制が整っておらず、著作権者の検索及び権利処理に相当の負担がある。

（「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究（平成27年3月）」）

○ 著作権分科会において、教育関係者から著作権処理を巡る課題について指摘あり。

- － 一部の出版社は電子利用を全て禁止しており、許諾が得られない（大学eラーニング協議会）
- － 権利者検索や細かな連絡対応等、時間的・人的負担が大きい（大学eラーニング協議会）
- － eラーニングによる正規授業は対面授業と同様に単位が認められるのに、著作権法上の扱いは異なり、権利処理に費用と時間がかかる（明治大学）等

（平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会（第2回））

40

高等教育機関でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題（詳細版）

（調査研究及び審議会における教育関係者ヒアリング結果より）

権利処理の要否が判断できない。

- 要因1) 教育機関と権利者団体との間で合意した法解釈に関するガイドラインがない

○ 大学によって著作権法上の権利制限規定の解釈・運用の状況に幅がある。

- － 特に引用（第32条）に関して、主従関係の判断基準や画像等の扱いについて差が見られる。

○ 権利制限の対象となるかの判断がつかない場合、当該著作物の使用を差し控えるという実態がある（早稲田大学等）。（「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」（平成27年3月））

○ 著作権分科会では教育関係者（大学eラーニング協議会）から、教育現場での著作物利用に係る手続き上の課題について意見があり、法解釈を明確化してほしいとの要望があった。

- － 「権利制限の対象となるかの基準が難しく、慎重に対応する必要があり、権利処理に費用と時間を要する。教員の正しい理解が乏しく、業者委託に頼れば処理経費が高騰する」等

（平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会（第2回））

<参考>「教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」（平成16年3月）の策定経緯

現在、第35条の解釈については、「著作権法第35条ガイドライン協議会」※が公表したガイドラインが存在する。

当該ガイドラインの策定に当たっては、当初は一部の教育関係者が参画していたが、団体代表として参画したわけではなかったために、最終的な取りまとめの段階で、このプロセスから外れることとなり、結果として権利者団体のみのクレジットで公表されることとなった、と指摘されている。

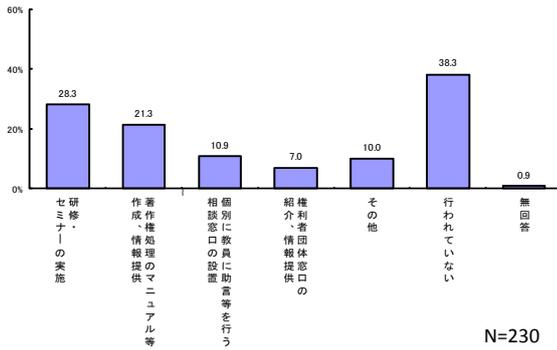
（平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会（第3回））

※学術著作権協会などの権利者団体9団体

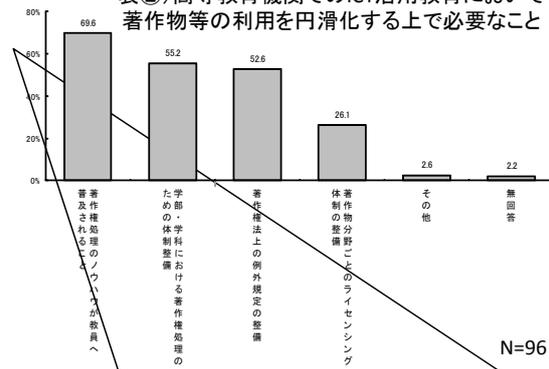
権利処理の要否が判断できない。

要因2)教育機関において著作権法に関する理解が十分でない

表①)著作権制度や著作権処理に関する情報提供等の取組



表②)高等教育機関でのICT活用教育において著作物等の利用を円滑化する上で必要なこと



○著作権制度や著作権処理に関する情報提供として、研修・セミナー等を行う教育機関も一定数あるものの、4割の大学では何も行われていない。(表①)

○ICT活用教育において著作物等の利用を円滑化する上で、7割の大学が著作権処理のノウハウが教員へ普及されることが必要と回答(表②)

「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究(平成27年3月)」

○審議会では、権利者団体から、教育現場におけるコンプライアンスについて指摘あり。

例えば前期の15回の講義で使用する教材を全て1冊ないし複数の著書のコピーだけで済ませるケース、いわゆる「自炊」した本を研究室のサーバーに置いて教員・学生で共有するケース、数社の出版社が発行する書籍から欲しいところだけを抜粋してコピーし、冊子体にまとめて多くの授業で使用するケース、教師が出版物をスキャンして作成したPDFファイルをメール添付やファイル転送サービスの利用等の方法で学生に送信するケース、教師控室に置かれた講座別の棚に過去の講義分も含めて講義で使用するコピー資料が置かれ、学生は講義を休んだ場合なども含め、必要な資料を自由に持っていきことができるケースなど、枚挙にいとまがありません。ここで御紹介した五つの例は、現在行われていることのほんの一部ですが、ガイドラインの周知どころか、拡大解釈により35条の範囲を大きく逸脱した利用が常態化しており、高等教育機関はもはや著作権無法地帯と言っても過言ではないと思います。(日本書籍出版協会関係者発言)

(平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会(第3回)議事録より抜粋。)